

うるま市教育委員会告示第5号

うるま市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱を次のように定める。

令和6年7月10日

うるま市教育長 嘉手苺 弘美

うるま市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、うるま市立図書館（以下「図書館」という。）が購入する雑誌の購入代金を負担する民間事業者（以下「雑誌スポンサー」という。）が、当該代金を負担することにより、雑誌スポンサーに対し図書館事業への参画及び地域貢献への協力を求めるとともに、雑誌購入費の節減により市民サービスの向上を図ることを目的とし、うるま市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に際し、必要な事項を定めるものとする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第2条 雑誌スポンサー制度は、図書館が年間定期購読で購入する雑誌の費用を雑誌スポンサーが全額負担し、提供することをいう。

2 図書館は、前項に規定する雑誌について、書店から納品される最新号の雑誌に、雑誌スポンサーの広告を雑誌カバーに掲示し、当該雑誌を図書館利用者の閲覧に供するものとする。

(雑誌スポンサーの対象者)

第3条 雑誌スポンサーの対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとし、図書館に1年以上の期間にわたり雑誌を継続して提供することができるものとする。

- (1) 企業、商店及び団体
- (2) 個人で事業を行っている者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、うるま市立図書館長（以下「図書館長」という。）が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、雑誌スポンサーの対象外とする。この場合において、雑誌の提供期間中に次の各号に該当するものについても同様とする。

- (1) 法令等に違反する者又はそのおそれがあるもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その構成員又はこれらに準ずるもの

- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業をする者又はこれに類するもの
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）、民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による破産、再生又は更生手続を行っているもの
- (5) 納税義務者で市税を滞納しているもの
- (6) 本市の入札契約事務参加資格において指名停止措置を受けているもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、図書館長が対象者として適当でないと判断したもの

（広告の内容）

第4条 広告の内容は、雑誌スポンサーが実施する事業に関するものに限るものとし、図書館内に掲示する広告としてふさわしい公共性、品位及び信頼性を有するものであり、かつ、市民及び図書館利用者に不利益を与えないものでなければならない。

2 広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲示の対象外とする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 図書館の運営に支障をきたすもの
- (4) 人権や他社の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治性又は宗教性のあるもの
- (6) 個人・団体等の意見広告など、特定の主義主張を目的とするもの
- (7) 事実と異なる、誇大な表現、不明示な事項、虚偽又は誤解されるおそれがあるもの
- (8) 広告の内容又は責任の所在が不明確なもの
- (9) 個人情報公表に類するもの
- (10) 不当な比較広告に類するもの
- (11) 競馬、競輪、競艇、小型自転車競走、パチンコその他これらに類するもの
- (12) 占い、運勢判断その他これらに類するもの
- (13) 債権の取り立て、示談の引き受けその他これらに類するもの
- (14) たばこの販売を促進する目的のものその他これに類するもの
- (15) 前各号に掲げるもののほか、図書館長が広告の内容として適当でないと判断したもの

3 雑誌スポンサーは、掲示期間中、広告内容に変更又は修正がある場合は、あらかじめ図書館長と協議しなければならない。

4 図書館長は、掲示する広告の内容が第2項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その内容を修正するよう指示することができるものとする。この場合において、雑誌スポンサーは、その指示に従わなければならない。

(雑誌スポンサーの責務)

第5条 雑誌スポンサーは、掲示した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(募集方法等)

第6条 雑誌スポンサーの募集方法、募集期間等は、図書館長が別に定める。

(申込方法)

第7条 雑誌スポンサー制度を希望するものは、うるま市立図書館選定雑誌一覧表（以下「雑誌一覧表」という。）から、広告を掲載する対象雑誌を選定するものとする。ただし、雑誌一覧表以外の雑誌について広告の掲載を希望する場合は、図書館長と協議の上、選定するものとする。

2 雑誌スポンサー制度を希望するものは、前項の選定後、市立図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、掲示希望の広告物（案）を添えて、図書館長に提出するものとする。

(雑誌スポンサー及び申込内容の決定)

第8条 図書館長は、前条第2項に規定する申込書の提出があったときは、申込みがあった順に、申込内容の審査を行う。

2 図書館長は、前項に規定する審査の結果について、申込者に対し、雑誌スポンサー決定・不決定通知書（新規・変更）（様式第2号）にて通知するものとする。

3 同一の雑誌について複数の申込みがあった場合の雑誌スポンサーの決定は、前条に規定する申込書提出の先着順とする。

(契約)

第9条 前条第2項の規定により決定通知を受けたもの（以下「雑誌スポンサー決定者」という。）は、覚書（様式第3号）を速やかに締結しなければならない。

(広告の掲示期間)

第10条 広告の掲示期間は、1年間とする。ただし、期間満了の3月前までに、図書館長又は雑誌スポンサー決定者において、解約の意思表示がない場合は、自動的に1年間継続するものとする。

(解約)

第11条 雑誌スポンサー決定者は、解約を希望する場合には、解約希望月の3月前までに図書館長に申し出るものとする。この場合において、雑誌スポンサー決定者は、雑誌スポンサー解約申込書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 図書館長は、広告の掲示期間中、雑誌スポンサー決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、雑誌スポンサー解約通知書（様式第5号）を速やかに雑誌スポンサー決定者に通知するものとする。

- (1) 掲示期間中に雑誌が提供されなかったとき。
- (2) 第3条第2項の規定に該当すると認めたとき。
- (3) 第4条第4項の規定による指示に従わなかったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、図書館長が広告掲示を適当でないと判断したとき。

（広告の規格等）

第12条 雑誌カバーの広告の表示位置等は、次の通りとする。

- (1) 雑誌カバーの表面にスポンサー名及び広告内容を表示する。
 - ア 表示サイズは、縦6cm×横13cm以内とする。
 - イ 広告物の地色及び文字色は自由とする。
- (2) 広告物は、雑誌スポンサー決定者が作成し、必要枚数分を図書館へ納入し、雑誌カバーへの貼付け及び配架位置は、図書館長が決定する。

（雑誌の納入方法）

第13条 雑誌スポンサー決定者は、図書館長が指定する書店等に依頼し、図書館に雑誌を納入するものとする。

2 雑誌スポンサー決定者は、前項の書店等に対し、雑誌が販売された後速やかに（図書館の休館日にあたる場合は、翌開館日までをいう。）図書館にこれを納入させるよう努めなければならない。

（購入代金の支払）

第14条 雑誌の代金は、雑誌スポンサー決定者が全額負担し、書店等に直接支払うものとする。

（提供雑誌の休刊又は廃刊）

第15条 提供雑誌が休刊又は廃刊となった場合は、図書館長と協議の上、別の雑誌に変更することができるものとする。

（雑誌の所有）

第16条 雑誌スポンサー決定者が提供した雑誌の所有権は、うるま市に帰属するものとする。

附 則

この告示は、令和6年7月10日から施行する。